

## 令和3年度

### 新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業者等が所有する 償却資産及び事業用家屋の固定資産税等の軽減措置が適用されます

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小企業者等に対して、令和3年度課税に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の負担が次のとおり軽減されます。

#### ◎対象となる納税義務者

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が、前年の同時期と比べて30%以上減少した中小企業者等（注1）。

（注1）中小企業者等とは次のいずれかに該当する法人または個人をいいます。

1. 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
2. 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
3. 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

ただし、大企業の子会社等（次のいずれかの要件に該当する企業）は対象外です。

- ・同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

#### ◎軽減内容

収入の減少率に応じて、令和3年1月1日現在に所有している事業用家屋及び償却資産に対し、令和3年度分の固定資産税の軽減率を2分の1又は全額とします。

##### 収入減少割合と課税標準の減少額

事業収入減少割合	軽減率
30%以上50%未満減少している場合	2分の1
50%以上減少している場合	全額

## ◎提出書類

### 1. 軽減申告書（商工会ホームページからダウンロードできます）

裏面に「認定経営革新等支援機関等確認欄」がありますので、必要事項を記入後、当該機関等の認定を受けてください。事業用家屋を所有する場合は、申告書別紙「特例対象資産一覧（事業用家屋）」を添付してください。償却資産については令和3年度の償却資産申告書の提出が必要です。

### 2. 収入が減少したことを証する書類の写し

会計帳簿や青色申告決算書など、収入が減少したことが分かる書類の写しを添付してください。

### 3. 対象家屋の事業専用割合を示す書類の写し

青色申告決算書の写しや事業用部分の割合が分かる図面等を添付してください。

### 4. 固定資産税及び償却資産税の納税通知書

## ◎申告期限

令和3年2月1日（月）まで

## ◎本事業の詳細や軽減申告書のダウンロードについて

あきる野商工会 ホームページをご覧ください。



<http://www.akiruno.ne.jp/2020/11/11/981/>

## ◎償却資産の申告に関するお問い合わせは、

あきる野市課税課 042-558-1111  
檜原村役場村民課税務係 042-598-1011  
（平日 8：30～17：15（正午から 13 時除く））